



障がい者虐待相談

札幌市社会福祉協議会

住 所

〒060-0042

中央区大通西19丁目1-1 札幌市社会福祉総合センター3階
(札幌市社会福祉協議会内)

TEL

011-632-7021

FAX

011-613-5486

E-MAIL

gyakutai@sapporo-shakyo.or.jp

相談受付時間

月～金 09:00～19:00

祝日、年末年始を除く。

アクセス

地下鉄：東西線西18丁目駅1番出口から 約200メートル
JRバス：「北1条西20丁目」から 約200メートル

設 備



駐車場あり



あり



対応



あり



同伴可

その他

正面玄関前に駐車場(約10台、うち2台は車いす専用)をご用意しております
が、札幌市社会福祉総合センター共用駐車場のため、可能な限り公共交通機関
をお使いください。

夜間・休日の緊急通報は

080-5723-0200

月～金 19:00～翌9:00

土・日曜日、祝日、年末年始 終日

※通報の受付のみ対応しています(相談は行っていません)。

ただし、身体・生命が危険な場合は、110番または119番に通報してください。

業務内容

障がい者虐待に関する通報又は届出の受理を行っています(区役所や委託相談支援事業所でも受け付けております)。

虐待防止の啓発活動も行っております。

相談は、電話、メール、来所、FAXでお受けしています。相談受付時間外の留守番電話やメール、FAXについては、あらためてご連絡します。

日常的に虐待を受けている、職場の利用者が虐待を受けているかもしれない、知り合いが虐待を受けているかもしれない等と少しでも疑わしいと思ったらすぐにご相談ください。

障がい者虐待とは…

●誰からの虐待？

・養護者からの障がい者虐待

障がい者を養護する家族、家族以外で身辺のお世話をしている人
親族からの経済的な虐待の場合は、養護をしているかは問いません

・障害福祉施設従事者等による障がい者虐待

福祉サービスの職員から虐待を受けている

・使用者による障がい者虐待

経営者や管理職から虐待されている
同僚にいじめを受けているのに、経営者や管理職が放置している

●虐待の種類

・身体的虐待 (叩く、蹴る、などの暴力全般、しばりつけるなどの身体拘束など)

・心理的虐待 (大声でどなる、侮辱する、脅す、こども扱い、わざと無視するなど)

・性的虐待 (同意のないわいせつな行為：裸を見せる、裸の写真やビデオをとる、理由なく身体をさわる、性行為を強要するなど)

・経済的虐待 (お金を勝手に管理する、お金をうばう、正当な賃金を払わないなど)

・放棄・放置 (食事や排せつ、入浴など必要な世話をしない、虐待を受けているのを知っているのに放置するなど)

※所在地につきましては、「障がい者あんしん相談」P73の地図を参照してください。